

**ディーゼル自動車から排出される
粒子状物質の削減対策について**

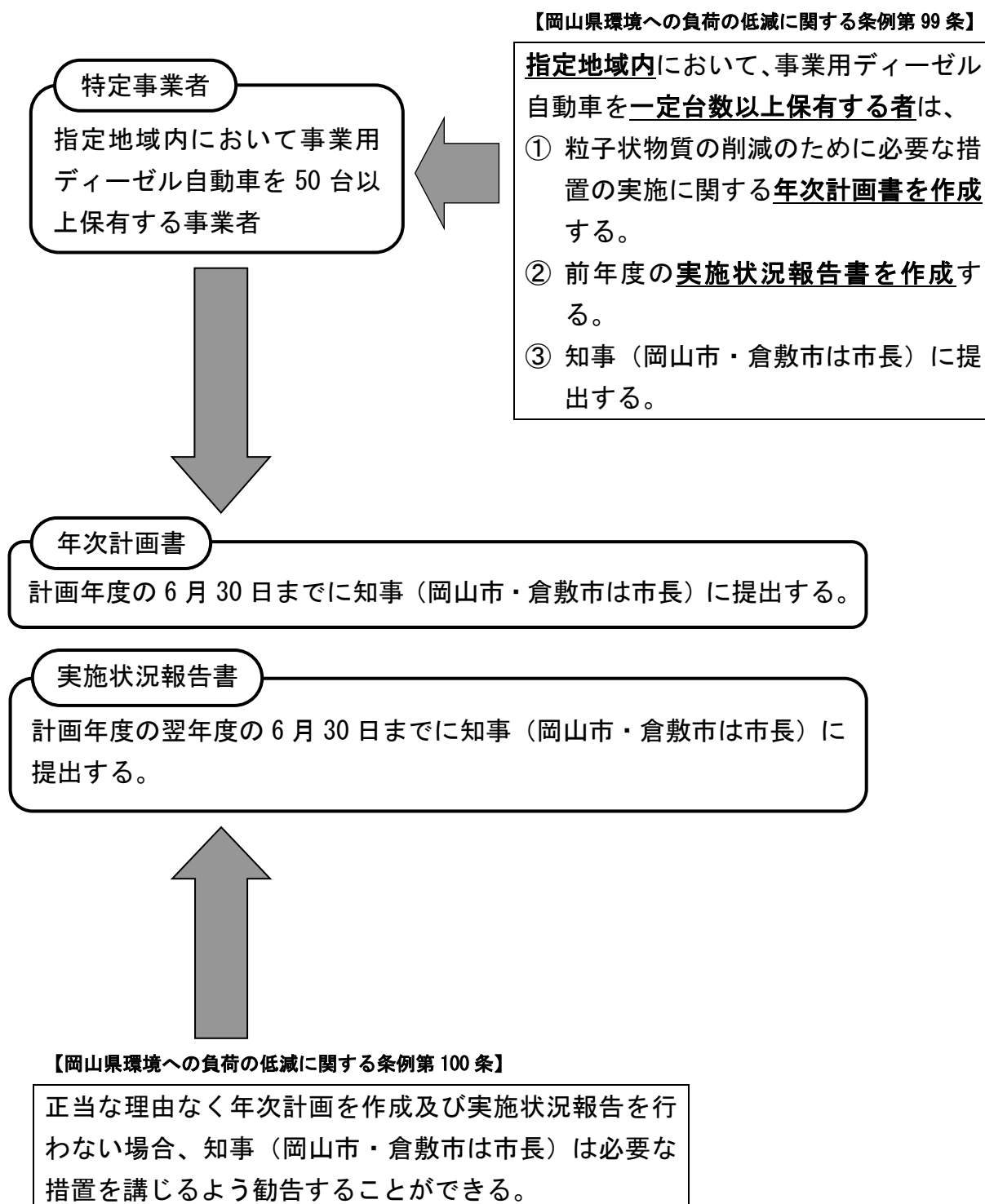
平成30年2月

岡山県

目 次

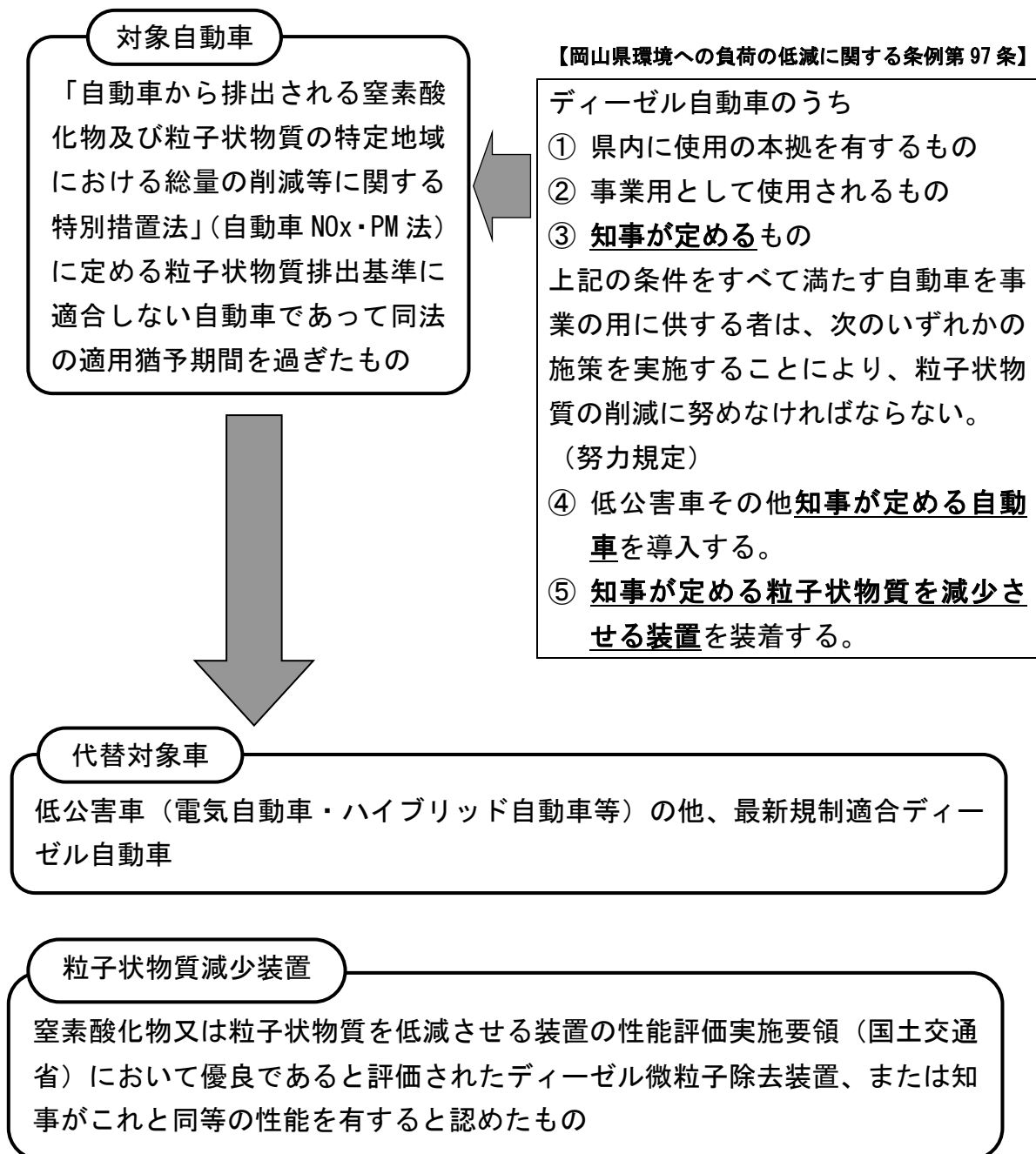
はじめに	1
1 ディーゼル自動車に係る粒子状物質削減対策の概要	1
(1) 指定地域	1
(2) 特定事業者の規模・責務	2
(3) 岡山県下全域における粒子状物質の削減	3
2 指定地域	4
3 特定事業者の規模	6
4 特定事業者の責務	7
(1) 年次計画書の作成・提出	7
(2) 実施状況報告書の作成・提出	8
(3) 年次計画書・実施状況報告書作成のスケジュール	9
(4) 年次計画書・実施状況報告書の提出先	9
(5) 特定事業者に対する勧告	9
5 年次計画書・実施状況報告書の記載例	9
(1) 年次計画書表紙(様式第28号)の記載例	10
(2) 年次計画書別紙(1)の記載例	12
(3) 年次計画書別紙(2)の記載例	14
(4) 実施状況報告書表紙(様式第29号)の記載例	16
(5) 実施状況報告書別紙(1)の記載例	18
(6) 実施状況報告書別紙(2)の記載例	20
6 岡山県下全域における粒子状物質の削減	22
(1) 対象となるディーゼル自動車	22
(2) 低公害車等への代替	22
(3) 粒子状物質減少装置の装着	22
岡山県環境への負荷の低減に関する条例における ディーゼル自動車粒子状物質削減対策車の判断方法	24

(2) 特定事業者の規模・責務



(3) 岡山県下全域における粒子状物質の削減

※この規定は、特定事業者に該当するか否かに関わらず、すべての事業者に対して適用されます。



2 指定地域

ディーゼル自動車から排出される粒子状物質を削減することにより、生活環境の保全を図る地域として、表 1 に掲げる地域（地域図は 1 ページの図 1）を指定しています。

表 1 指定地域

岡山市

北区	<p>葵町、青江一丁目、青江二丁目、青江三丁目、青江四丁目、青江五丁目、旭本町、旭町、天瀬、天瀬南町、石関町、伊島町一丁目、伊島町三丁目、出石町一丁目、出石町二丁目、いずみ町、伊福町一丁目、伊福町二丁目、伊福町三丁目、伊福町四丁目、今一丁目、今二丁目、今三丁目、今四丁目、今五丁目、今六丁目、今七丁目、今八丁目、今保、今村、岩井一丁目、岩井二丁目、岩井宮裏、岩田町、内山下一丁目、内山下二丁目、駅前町一丁目、駅前町二丁目、駅元町、絵図町、大内田、大元一丁目、大元二丁目、大元駅前、大元上町、岡町、奥田一丁目、奥田二丁目、奥田西町、奥田本町、奥田南町、尾上、御舟入町、表町一丁目、表町二丁目、表町三丁目、春日町、上中野一丁目、上中野二丁目、川入、関西町、神田町一丁目、神田町二丁目、北長瀬、北長瀬表町一丁目、北長瀬表町二丁目、北長瀬表町三丁目、北長瀬本町、吉備津、京橋町、京橋南町、京町、京山一丁目、京山二丁目、久米、桑田町、厚生町一丁目、厚生町二丁目、厚生町三丁目、岡南町一丁目、岡南町二丁目、後樂園、国体町、寿町、幸町、鹿田町一丁目、鹿田町二丁目、鹿田本町、島田本町一丁目、島田本町二丁目、下石井一丁目、下石井二丁目、下伊福一丁目、下伊福二丁目、下伊福上町、下伊福西町、下伊福本町、下内田町、下中野、昭和町、白石、白石西新町、白石東新町、新道、新屋敷町一丁目、新屋敷町二丁目、新屋敷町三丁目、清輝橋一丁目、清輝橋二丁目、清輝橋三丁目、清輝橋四丁目、清輝本町、清心町、船頭町、大安寺中町、大安寺西町、大安寺東町、大安寺南町一丁目、大安寺南町二丁目、大学町、大供一丁目、大供二丁目、大供三丁目、大供表町、大供本町、高柳西町、高柳東町、辰巳、田中、谷万成一丁目、谷万成二丁目、田町一丁目、田町二丁目、中央町、津倉町一丁目、津倉町二丁目、天神町、問屋町、十日市中町、十日市西町、十日市東町、磨屋町、富田、富町一丁目、富町二丁目、富田町一丁目、富田町二丁目、中山下一丁目、中山下二丁目、中島田町一丁目、中島田町二丁目、中仙道、中仙道一丁目、中仙道二丁目、中撫川、撫川、七日市西町、七日市東町、西市、錦町、西崎一丁目、西崎二丁目、西崎本町、西島田町、西長瀬、西之町、西野山町、西花尻、西古松、西古松一丁目、西古松二丁目、西古松西町、庭瀬、納所、野田一丁目、野田二丁目、野田三丁目、野田四丁目、野田五丁目、野田屋町一丁目、野田屋町二丁目、野殿西町、野殿東町、延友、花尻、花尻あかね町、花尻ききょう町、花尻みどり町、蕃山町、番町一丁目、番町二丁目、東島田町一丁目、東島田町二丁目、東中央町、東野山町、東花尻、東古松、東古松一丁目、東古松二丁目、東古松三丁目、東古松四丁目、東古松五丁目、東古松南町、日吉町、平田、平野、二日市町、舟橋町、平和町、奉還町一丁目、奉還町二丁目、奉還町三丁目、奉還町四丁目、本町、丸の内一丁目、丸の内二丁目、万成西町、万成東町、三門中町、三門西町、三門東町、南方一丁目、南方二丁目、南中央町、矢坂西町、矢坂東町、矢坂本町、柳町一丁目、柳町二丁目、山科町、弓之町</p>
中区	<p>赤坂台、赤坂本町、赤坂南新町、網浜、今谷(百間川の右岸の区域に限る。)、江崎、江並、沖元(百間川の右岸の区域に限る。)、奥市、御成町、門田文化町一丁目、門田文化町二丁目、門田文化町三丁目、門田本町一丁目、門田本町二丁目、門田本町三丁目、門田本町四丁目、門田屋敷一丁目、門田屋敷二丁目、門田屋敷三丁目、門田屋敷四丁目、門田屋敷五丁目、門田屋敷本町、兼基(百間川の右岸の区域に限る。)、旭東町一丁目、旭東町二丁目、旭東町三丁目、国富、国富一丁目、国富二丁目、国富三丁目、国富四丁目、倉田、倉富、倉益、桑野、神下(百間川の右岸の区域に限る。)、小橋町一丁目、小橋町二丁目、さくら住座、桜橋一丁目、桜橋二丁目、桜橋三丁目、桜橋四丁目、沢田(百間川の右岸の区域に限る。)、新京橋一丁目、新京橋二丁目、新京橋三丁目、新築港、住吉町一丁目、住吉町二丁目、中納</p>

	言町、徳吉町一丁目、徳吉町二丁目、西中島町、浜、浜一丁目、浜二丁目、浜三丁目、原尾島(百間川の右岸の区域に限る。)、原尾島一丁目(百間川の右岸の区域に限る。)、原尾島二丁目(百間川の右岸の区域に限る。)、原尾島三丁目、原尾島四丁目、東川原(百間川の右岸の区域に限る。)、東中島町、東山一丁目、東山二丁目、東山三丁目、東山四丁目、平井、平井一丁目、平井二丁目、平井三丁目、平井四丁目、平井五丁目、平井六丁目、平井七丁目、福泊、藤崎、古京町一丁目、古京町二丁目、円山、湊、御幸町、海吉(百間川の右岸の区域に限る。)、森下町、山崎、米田(百間川の右岸の区域に限る。)
東区	光津(百間川の右岸の区域に限る。)、中川町(百間川の右岸の区域に限る。)
南区	青江六丁目、飽浦、あけぼの町、泉田、泉田一丁目、泉田二丁目、泉田三丁目、泉田四丁目、泉田五丁目、内尾、浦安西町、浦安本町、浦安南町、大福、海岸通一丁目、海岸通二丁目、北浦、郡、古新田、市場一丁目、市場二丁目、下中野、新福一丁目、新福二丁目、新保、洲崎一丁目、洲崎二丁目、洲崎三丁目、妹尾、妹尾崎、曾根、立川町、築港栄町、築港新町一丁目、築港新町二丁目、築港ひかり町、築港緑町一丁目、築港緑町二丁目、築港緑町三丁目、築港元町、千鳥町、当新田、富浜町、豊成一丁目、豊成二丁目、豊成三丁目、豊浜町、中畦、並木町一丁目、並木町二丁目、南輝一丁目、南輝二丁目、南輝三丁目、西市、西畦、浜野一丁目、浜野二丁目、浜野三丁目、浜野四丁目、東畦、平福一丁目、平福二丁目、福島一丁目、福島二丁目、福島三丁目、福島四丁目、福田、福富中一丁目、福富中二丁目、福富西一丁目、福富西二丁目、福富西三丁目、福富東一丁目、福富東二丁目、福成一丁目、福成二丁目、福成三丁目、福浜町、福浜西町、福吉町、藤田、芳泉一丁目、芳泉二丁目、芳泉三丁目、芳泉四丁目、松浜町、万倍、箕島、三浜町一丁目、三浜町二丁目、宮浦、山田、米倉、若葉町

倉敷市

<p>青江、浅原、阿知一丁目、阿知二丁目、阿知三丁目、天城台一丁目、天城台二丁目、天城台三丁目、天城台四丁目、有城、生坂、五日市、稻荷町、石見町、浦田、老松町一丁目、老松町二丁目、老松町三丁目、老松町四丁目、老松町五丁目、大内、大島、沖、沖新町、帯高、加須山、片島町、上富井、亀島一丁目、亀島二丁目、亀山、川入、川西町、神田一丁目、神田二丁目、神田三丁目、神田四丁目、北畝一丁目、北畝二丁目、北畝三丁目、北畝四丁目、北畝五丁目、北畝六丁目、北畝七丁目、北浜町、串田、倉敷ハイツ、栗坂、黒石、黒崎、寿町、幸町、酒津(高梁川の左岸の区域に限る。)、笹沖、四十瀬、下庄、庄新町、上東、昭和一丁目、昭和二丁目、新田、祐安、曾原、高須賀、田ノ上、田ノ上新町、茶屋町、茶屋町早沖、中央一丁目、中央二丁目、粒浦、粒江、粒江団地、連島一丁目、連島二丁目、連島三丁目、連島四丁目、連島五丁目、連島中央一丁目、連島中央二丁目、連島中央三丁目、連島中央四丁目、連島中央五丁目、連島町亀島新田、連島町連島、連島町鶴新田、連島町西之浦、連島町矢柄、鶴形一丁目、鶴形二丁目、鶴の浦一丁目、鶴の浦二丁目、鶴の浦三丁目、徳芳、鳥羽、中帯江、中島、中庄団地、中庄、中畝四丁目、中畝五丁目、中畝九丁目、中畝十丁目、西阿知町、西阿知町新田、西阿知町西原、西岡、西尾、西坂、西田、西富井、西中新田、白楽町、羽島、八王寺町、八軒屋、浜ノ茶屋一丁目、浜ノ茶屋二丁目、浜ノ茶屋、浜町一丁目、浜町二丁目、林、早高、東塚四丁目、東粒浦、東富井、東町、日ノ出町一丁目、日ノ出町二丁目、日畑、日吉町、平田、福井、福島、福田町浦田、福田町古新田、福田町東塚、福田町福田、藤戸町天城、藤戸町藤戸、二子、二日市、船倉町、堀南、本町、松島、水江(高梁川の左岸の区域に限る。)、水島相生町、水島青葉町、水島川崎通一丁目、水島北春日町、水島北亀島町、水島北幸町、水島北瑞穂町、水島北緑町、水島高砂町、水島西寿町、水島西栄町、水島西千鳥町、水島西常盤町、水島西弥生町、水島東川町、水島東寿町、水島東栄町、水島東千鳥町、水島東常盤町、水島東弥生町、水島南春日町、水島南幸町、水島南瑞穂町、水島南緑町、水島明神町、三田、南町、宮前、美和一丁目、美和二丁目、向山、安江、山地、吉岡</p>

早島町

全域(早島、前潟、矢尾、若宮)

3 特定事業者の規模

指定地域内に事業用ディーゼル自動車を 50 台以上保有している事業者は、「特定事業者」となります。

特定事業者に該当するか否かの判断例を表 2 に掲げています。

- 「事業用ディーゼル自動車」とは、道路運送法等の営業許可を受けた自動車（緑ナンバー）の他、営業許可を受けていない自動車（白ナンバー）のうち事業用に使用しているものも含まれます。
- 「指定地域内に事業用ディーゼル自動車を 50 台以上保有している」とは、自動車検査証（車検証）の「使用の本拠の位置・自動車の所在する位置」欄に記載された住所が指定地域内である事業用ディーゼル自動車の台数の合計が 50 台以上であることを指します。

表 2 特定事業者の判断例

ディーゼル自動車の使用の本拠地		保有台数	特定事業者への該当の有無
A 社	本社 岡山市南区洲崎（地域内）	70 台	該当する （理由）指定地域内の保有台数が 70 台となるため
B 社	本社 岡山市中区福泊（地域内）	30 台	該当する （理由）指定地域内の保有台数が 55 台となるため
	支店 倉敷市羽島（地域内）	25 台	
	営業所 倉敷市玉島（地域外）	15 台	
C 社	本社 津山市川崎（地域外）	80 台	該当する （理由）本社が指定地域外であっても指定地域内の支店の保有台数合計が 60 台となるため
	支店 岡山市中区倉富（地域内）	40 台	
	営業所 倉敷市阿知（地域内）	20 台	
	営業所 笠岡市笠岡（地域外）	18 台	
D 社	本社 岡山市南区西市（地域内）	10 台	該当しない （理由）指定地域内の保有台数合計が 18 台と 50 台未満のため
	支店 倉敷市新田（地域内）	5 台	
	営業所 倉敷市中島（地域内）	3 台	
E 社	本社 岡山市北区京町（地域内）	5 台	該当しない （理由）指定地域内の保有台数合計が 7 台と 50 台未満のため
	支店 倉敷市粒江（地域内）	2 台	
	営業所 玉野市迫間（地域外）	75 台	
F 社	本社 岡山市東区西大寺（地域外）	50 台	該当しない （理由）指定地域内の保有台数合計が 28 台と 50 台未満のため
	支社 岡山市北区十日市（地域内）	8 台	
	営業所 岡山市北区大内田（地域内）	20 台	

4 特定事業者の責務

(1) 年次計画書の作成・提出

特定事業者は、ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の削減に係る年次計画書を毎年作成し、計画年度の6月30日までに知事（岡山市・倉敷市にあっては市長）に提出しなければなりません。

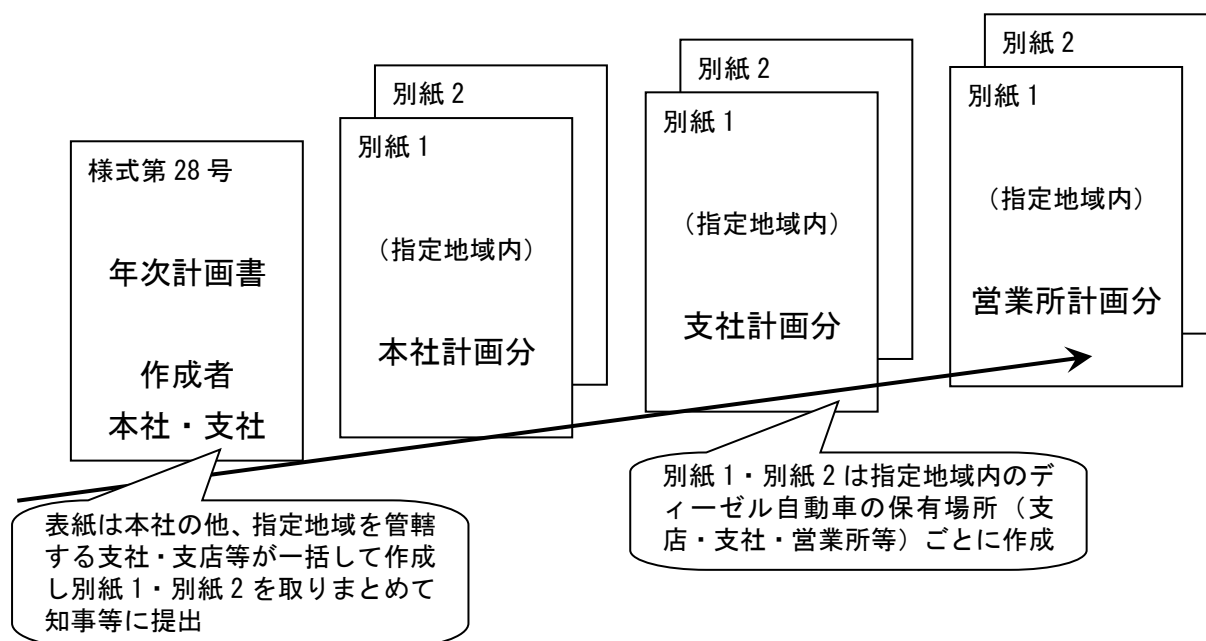
年次計画書は、「表紙（様式第28号）」「別紙1」「別紙2」の3種類からなります。

表紙は、特定事業者（本社の他、指定地域を管轄する支社・支店等）が作成し、別紙1および別紙2を添付して、正副2部（貴社で控えが必要な場合はさらに副本1部）を提出してください。

添付書類である別紙1及び別紙2については、ディーゼル自動車の使用の本拠地（支店・支社・営業所等）ごとに作成してください。

年次計画書の作成・提出方法は図2のとおりです。

図2 年次計画書の作成・提出方法



(2) 実施状況報告書の作成・提出

特定事業者は、ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の削減に係る実施状況報告書を毎年作成し、計画年度の翌年度の6月30日までに知事（岡山市・倉敷市にあっては市長）に提出しなければなりません。

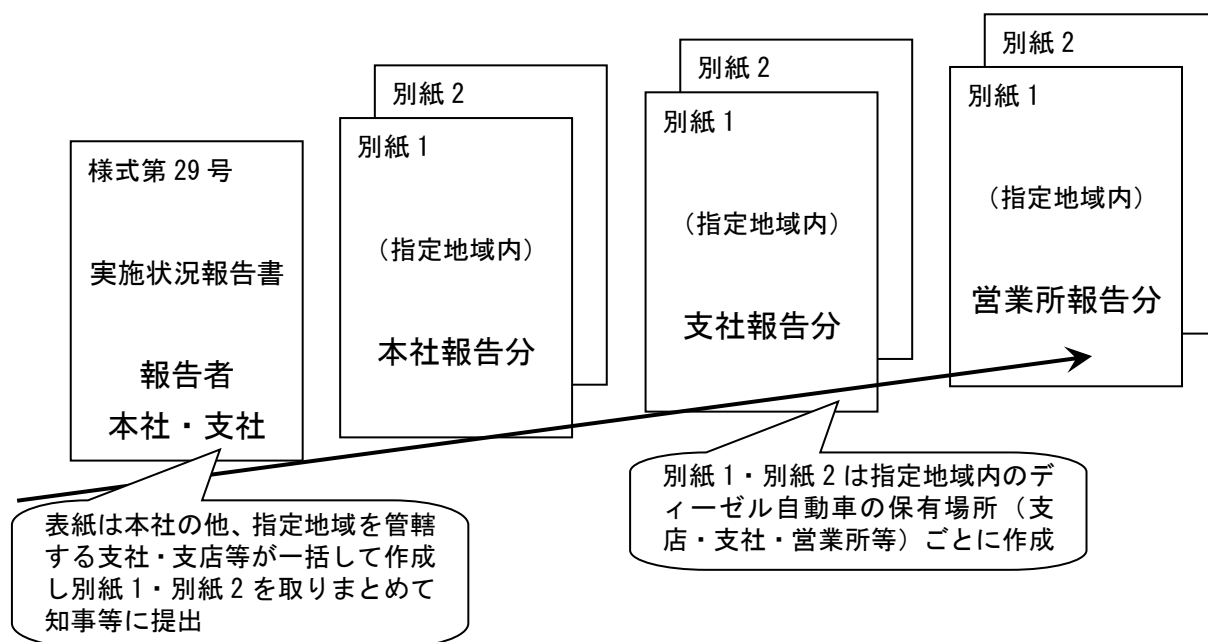
実施状況報告書は、「表紙（様式第29号）」「別紙1」「別紙2」の3種類からなります。

表紙は、特定事業者（本社の他、指定地域を管轄する支社・支店等）が作成し、別紙1および別紙2を添付して、正副2部（貴社で控えが必要な場合はさらに副本1部）を提出してください。

添付書類である別紙1及び別紙2については、ディーゼル自動車の使用の本拠地（支社・支店・営業所等）ごとに作成してください。

実施状況報告書の作成・提出方法は図3のとおりです。

図3 実施状況報告書の作成・提出方法



(3) 年次計画書・実施状況報告書作成のスケジュール

年次計画書は計画年度の6月30日までに知事（岡山市・倉敷市については市長）に提出し、併せて6月30日までに前年度の実施状況報告書を提出してください。

(4) 年次計画書・実施状況報告書の提出先

年次計画書及び実施状況報告書の提出先は、表3のとおりです。

なお、ディーゼル自動車の使用の本拠地が複数の市町にある場合は、特定事業者の所在地を所管する行政庁に一括して提出してください。

表3 書類の提出先

特定事業者の所在地	書類の提出先（行政庁）
岡山市	岡山市環境局環境保全課 （岡山市大供 1-1-1 Tel086-803-1280）
倉敷市	倉敷市環境リサイクル局環境政策部環境政策課 （倉敷市西中新田 640 Tel086-426-3391）
早島町	岡山県備中県民局地域政策部環境課 （倉敷市羽島 1083 Tel086-434-7066）

(5) 特定事業者に対する勧告

特定事業者が正当な理由なく年次計画を作成・提出せず、又は実施状況報告書の作成・提出を行わなかった場合、知事（岡山市・倉敷市については市長）は作成・提出を行わなかった事業者に対して、必要な措置を講じるよう勧告することができます。

5 年次計画書・実施状況報告書の記載例

10～21 ページを参照してください。

記載例 年次計画書表紙

様式第 28 号 (第 55 条関係)

ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の削減に係る年次計画書

平成 30 年 5 月 10 日

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

特定事業者(本社等)の住所等を記入

特定事業者 住 所
名 称
代表者氏名
電 話 番 号

岡山市北区内山下 2-4-6
岡山物流サービス株式会社
代表取締役 岡山 太郎
086-111-0000

計画年度を記入

岡山県環境への負荷の低減に関する条例(平成 13 年岡山県条例第 76 号。以下「条例」という。)第 99 条の規定により、平成 30 年度(以下「計画年度」という。)における事業の用に供するディーゼル自動車から排出される粒子状物質の削減のために必要な措置の実施に関する年次計画を作成したので、提出します。

ディーゼル自動車の導入及び粒子状物質減少装置の装着計画	別紙(1)のとおり
環境にやさしい自動車の使用等計画	別紙(2)のとおり
※事務処理欄	

備考

- この計画書は、計画年度 6 月 30 日までに正副 2 部を提出すること。
- ディーゼル自動車の導入及び粒子状物質減少装置の装着計画別紙(1)は、指定地域内のディーゼル自動車の使用の本拠地ごとに作成すること。
- 環境にやさしい自動車の使用等計画別紙(2)の「実施予定」の欄には、次の例により該当する項目に○印を記載すること。
新規 当該計画年度から新たに取り組む予定の項目
継続 当該計画年度の前年度から継続して取り組む予定の項目
- すべての記載事項が記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- ※印の欄には、何も記載しないこと。

年次計画書作成の留意事項

※年次計画書は、計画年度の6月30日までに提出してください。

【表紙(様式第28号)】

- ・ 特定事業者（本社・指定地域を直轄する支社・支店等）の住所、名称、代表者氏名、電話番号を記入してください。
- ・ 計画年度を記入してください。

記載例 年次計画書別紙(1)

別紙(1)

※ 使用の本拠地(支社・支店・営業所等)ごとに作成してください

ディーゼル自動車の導入及び粒子状物質減少装置の装着計画

ディーゼル自動車の使用の本拠地

住 所	岡山市中区東山5-1-1		
名 称	岡山物流サービス株式会社 岡山東営業所		
担当者氏名	所長 岡山 二郎	電話番号	086-222-XXXX

ディーゼル自動車の保有台数(計画年度の4月1日における保有台数)

ディーゼル自動車の種類	保有台数(合計)	①②③の判断は23ページを参照ください		
		超低PM車 ^①	最新規制適合車 ^②	粒子状物質減少装置装着車 ^③
貨物自動車	80台	1台	50台	9台
バス	3台	台	1台	台
その他	15台	台	15台	台

粒子状物質減少装置の装着計画

保有台数(合計) = ①+②+③+未対策車両の台数

ディーゼル自動車の種類	計 画 年 度		計画年度の次年度以降
	酸化触媒装置	DPF	
貨物自動車	5台	台	2台
バス	1台	台	台
その他	台	台	台

計画年度中に新たに装着を計画している未対策車両の台数

自動車の導入(更新・入替を含む)・廃車計画

自動車の種類	区分	計 画 年 度							計画年度の次年度以降
		ガソリン車		ディーゼル車			計画年度の次年度以降		
		低公害車	LPG車	低排出ガス車	その他	超低PM車		最新規制適合車	
貨物自動車	導入	台	台	1台	台	1台	2台	台	3台
	廃車					台	台	3台	3台
バス	導入	台	台	台	台	台	台	台	1台
	廃車					台	台	台	1台
その他	導入	台	台	台	台	台	台	台	台
	廃車					台	台	台	台

備考

○貨物自動車

平成30年度は、未対策車両20台のうち、5台に酸化触媒装置を装着する。また、未対策車両3台を廃車として、低排出ガス車、超低PM車及び最新規制適合車を計4台導入する。平成31年度は2台に酸化触媒装置を装着し、3台を最新規制適合車に買い換える予定。

○バス

平成30年度は、未対策車両2台のうち、1台に酸化触媒装置を装着する。もう1台は平成31年度以降に最新規制適合車に買い換える予定。

未対策車両についての計画(廃車・更新等)などを記入してください

年次計画書作成の留意事項

【別紙(1)】 ※使用の本拠地（支社・支店・営業所等）ごとに作成してください。

ディーゼル自動車の使用の本拠地

- ・ディーゼル自動車の使用の本拠地の住所及び名称等を記入してください。

ディーゼル自動車の保有台数

- ・計画年度の4月1日におけるディーゼル自動車の保有台数を、自動車の種類ごとに記入してください。
- ・超低PM車、最新規制適合車、粒子状物質減少装置装着車の判断方法は、23ページをご覧ください。これら以外の車両を「未対策車両」といいます。
- ・『保有台数（合計）』＝『超低PM車』＋『最新規制適合車』＋『粒子状物質減少装置装着車』＋未対策車両（様式に記載欄なし）となります。

〈 記載例（貨物自動車）の場合 〉

保有台数80台

＝ 超低PM車1台＋最新規制適合車50台＋粒子状物質減少装置装着車9台＋未対策車両20台

粒子状物質減少装置の装着計画

- ・「計画年度」の欄には、計画年度中に新たに減少装置を装着予定の未対策車両の台数を自動車の種類ごとに記入してください。（既に装着済みの台数を含めないでください。）
- ・「計画年度の次年度以降」の欄には、次年度以降に減少装置を装着する予定があれば、その台数を自動車の種類ごとに記入してください。

自動車の導入（更新・入替を含む）・廃車計画

- ・「計画年度」の欄には、計画年度内に導入又は廃止予定の自動車の台数を自動車の種類ごとに記入してください。
- ・「計画年度の次年度以降」の欄には、次年度以降に自動車を導入又は廃止する予定があれば、その台数を自動車の種類ごとに記入してください。

備考

- ・自動車の導入、廃車及び粒子状物質減少装置の装着計画や今後の更新計画等について、必要に応じて具体的に記入してください。
- ・今後の環境保全計画や会社の環境保全活動の方針等に関する資料があれば添付してください。

記載例 年次計画書別紙(2)

別紙(2)

※ 使用の本拠地（支社・支店・営業所等）ごとに作成してください

環境にやさしい自動車の使用等計画

実施予定項目	実施予定	
	新規	継続
環境にやさしい運転方法推進計画		
定速走行・経済速度走行の励行		○
燃費に関する定量的な目標設定	○	
アイドリング・ストップの励行・啓発		○
走行状況の一元管理・解析		○
車両点検整備計画		
独自の点検・整備内容等の制定	○	
暖房装置・外部電源装置等の装着		○
環境にやさしい燃料使用計画		
燃料成分表の取得・定期的確認	○	
環境保全に関する社内教育計画		
社員に対する環境教育の実施		○
環境保全対策マニュアルの作成		○
環境にやさしい配送方法確保計画（バス業を除く。）		
帰り荷の確保		○
物流施設・拠点の整備		
梱包方法・積載効率の改善	○	
受注・配送時間の合理化・見直し		○
適切な積載量の車両を使用		○
モーダルシフト・モーダルミックスの推進		
その他の実施予定内容（具体的に記載すること。）		
<p>○今年度から、貨物自動車の運転手全員に対して、各自動車の前月の平均燃料（燃料消費量と走行距離から算出したもの）を通知し、その燃料を基準として、運転手自らの当月の目標燃料を設定させる制度を新たに実施する。</p> <p>○今後、最も低燃費走行を行った運転手に対する表彰制度等について検討を進めている。</p> <p>○車両の整備・点検については、現在、早めのオイル交換や摩擦係数の小さいタイヤの導入等を盛り込んだ独自のガイドラインを作成中であり、年度内に実施する。</p> <p>○都市部を通過する場合等、渋滞の緩和及び燃料消費量の抑制を目的として、高速道路をできる限り利用するような運行計画を策定する。</p>		

年次計画書作成の留意事項

【別紙(2)】 ※使用の本拠地（支社・支店・営業所等）ごとに作成してください。

実施予定項目

- ・ 環境に配慮した運転方法や車両の点検・整備、社員教育等のソフトウェア面の取り組みについて記入してください。
- ・ 計画年度から新たに取り組む予定の項目については、「実施予定」欄の「新規」欄に○印を記入してください。
- ・ 計画年度の前年度から継続的に取り組んでおり、かつ、計画年度も引き続き取り組む予定の項目については、「継続」の欄に○印を記入してください。
- ・ 実施予定がない項目については、空欄としてください。

備考

- ・ 現在実施している取り組み等について、必要に応じて記入してください。
- ・ 「実施予定項目」に掲げられていない事項について取り組んでいる場合については、その内容を具体的に記入してください。
- ・ 今後の環境保全計画や会社の環境保全活動の方針等に関する資料があれば添付してください。

記載例 実施状況報告書表紙

様式第 29 号 (第 55 条関係)

ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の削減に係る実施状況報告書

平成 31 年 5 月 8 日

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

特定事業者(本社等)の住所等を記入

特定事業者 住 所
名 称
代表者氏名
電 話 番 号

岡山市北区内山下 2-4-6
岡山物流サービス株式会社
代表取締役 岡山 太郎
086-111-0000

計画年度を記入

岡山県環境への負荷の低減に関する条例(平成 13 年岡山県条例第 76 号。以下「条例」という。)第 99 条の規定により、**平成 30**年度(以下「計画年度」という。)における事業の用に供するディーゼル自動車から排出される粒子状物質の削減のために必要な措置の実施状況について報告書を作成したので、提出します。

ディーゼル自動車の導入及び粒子状物質減少装置の装着状況	別紙(1)のとおり
環境にやさしい自動車の使用等の実施状況	別紙(2)のとおり
※事務処理欄	

備考

- 1 この報告書は、計画年度の翌年度の 6 月 30 日までに正副 2 部を提出すること。
- 2 ディーゼル自動車の導入及び粒子状物質減少装置の装着状況別紙(1)は、指定地域内のディーゼル自動車の使用の本拠地ごとに作成すること。
- 3 環境にやさしい自動車の使用等の実施状況別紙(2)の「実施予定」の欄には、計画年度に計画した事項について、その実施(達成)状況の該当する項目に○印を記載すること。
- 4 すべての記載事項が記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 5 ※印の欄には、何も記載しないこと。

実施状況報告書作成の留意事項

※実施状況報告書は、計画年度の翌年度の6月30日までに提出してください。

【表紙(様式第28号)】

- ・ 特定事業者（本社・指定地域を直轄する支社・支店等）の住所、名称、代表者氏名、電話番号を記入してください。
- ・ 対象年度（計画年度）を記入してください。

記載例 実施状況報告書別紙(1)

別紙(1)

※ 使用の本拠地（支社・支店・営業所等）ごとに作成してください

ディーゼル自動車の導入及び粒子状物質減少装置の装着状況

ディーゼル自動車の使用の本拠地			
住 所	岡山市中区東山 5-1-1		
名 称	岡山物流サービス株式会社 岡山東営業所		
担当者氏名	所長 岡山 二郎	電話番号	086-222-XXXX

ディーゼル自動車の保有台数（計画年度の3月31日における保有台数）

ディーゼル自動車の種類	保有台数 (合計)	①②③の判断は23ページを参照ください		
		超低PM車 ①	最新規制適合車 ②	粒子状物質減少 装置装着車 ③
貨物自動車	81 台	2 台	52 台	14 台
バ ス	3 台	台	1 台	1 台
そ の 他	15 台	台	台	台

粒子状物質減少装置の装着状況

ディーゼル自動車の種類	酸化触媒装置		D P F	
	貨物自動車	5 台	台	台
バ ス	1 台	台	台	台
そ の 他	台	台	台	台

保有台数(合計) = ①+②+③+未対策車両の台数

計画年度中に新たに装着した未対策車両の台数(③の内数)

自動車の導入（更新・入替を含む。）・廃車状況

自動車の種類	区分	低公害車	LPG車	ガソリン車		ディーゼル車		
				低排出ガス車	その他	超低PM車	最新規制適合車	その他
貨物自動車	導入	台	台	2 台	台	1 台	2 台	台
	廃車					台	台	2 台
バ ス	導入	台	台	台	台	台	1 台	台
	廃車					台	台	1 台
そ の 他	導入	台	台	台	台	台	台	台
	廃車					台	台	台

備考

○貨物自動車

平成30年度当初に未対策車両であった20台のうち、5台に酸化触媒装置を装着し、2台を廃車として、低排出ガス車、超低PM車及び最新規制適合車を計5台導入した。

当初廃車予定だった古いディーゼル自動車3台のうち、1台は営業規模の拡大等により今年度廃車せず使用することとした。

○バス

平成30年度当初に未対策車両であった2台のうち、1台に酸化触媒装置を装着した。またもう1台については、平成31年度以降に買い替えを予定していたが、計画を変更し平成30年度に最新規制適合車に買い換えた。

年次計画に対する実施状況などを記入してください

実施状況報告書作成の留意事項

【別紙(1)】 ※使用の本拠地（支社・支店・営業所等）ごとに作成してください。

ディーゼル自動車の使用の本拠地

- ・ディーゼル自動車の使用の本拠地の住所及び名称等を記入してください。

ディーゼル自動車の保有台数

- ・対象年度の3月31日におけるディーゼル自動車の保有台数を、自動車の種類ごとに記入してください。
- ・超低PM車、最新規制適合車、粒子状物質減少装置装着車の判断方法は、23ページをご覧ください。これら以外の車両を「未対策車両」といいます。
- ・『保有台数（合計）』＝『超低PM車』＋『最新規制適合車』＋『粒子状物質減少装置装着車』＋未対策車両（様式に記載欄なし）となります。

〈 記載例（貨物自動車）の場合 〉

保有台数 81台

＝ 超低PM車 2台 ＋ 最新規制適合車 52台 ＋ 粒子状物質減少装置装着車 14台 ＋ 未対策車両 13台

粒子状物質減少装置の装着状況

- ・対象年度内に新たに減少装置を装着した未対策車両の台数を自動車の種類ごとに記入してください。（前年度以前に装着済みの台数を含めないでください。）

自動車の導入（更新・入替を含む）・廃車状況

- ・対象年度内に新たに導入又は廃止した自動車の台数を自動車の種類ごとに記入してください。

備考

- ・自動車の導入、廃車及び粒子状物質減少装置の装着状況等について、必要に応じて具体的に記入してください。
- ・対象年度内に実施した環境保全活動の結果や会社の環境保全活動の方針等に関する資料があれば添付してください。

記載例 実施状況報告書別紙(2)

別紙(2)

※ 使用の本拠地（支社・支店・営業所等）ごとに作成してください

環境にやさしい自動車の使用等の実施状況

実施項目	計画の有無	実施状況		
		実施	おおむね実施	不十分
環境にやさしい運転方法推進				
定速走行・経済速度走行の励行	○		○	
燃費に関する定量的な目標設定	○			○
アイドリング・ストップの励行・啓発	○	○		
走行状況の一元管理・解析	○	○		
車両点検整備				
独自の点検・整備内容等の制定	○		○	
暖房装置・外部電源装置等の装着				
環境にやさしい燃料使用				
燃料成分表の取得・定期的確認	○		○	
環境保全に関する社内教育				
社員に対する環境教育の実施	○	○		
環境保全対策マニュアルの作成	○	○		
環境にやさしい配送方法確保（バス業を除く。）				
帰り荷の確保	○			○
物流施設・拠点の整備				
梱包方法・積載効率の改善	○			○
受注・配送時間の合理化・見直し	○		○	
適切な積載量の車両を使用	○		○	
モーダルシフト・モーダルミックスの推進				
その他の実施状況内容（具体的に記載すること。）				
<p>昨年度は新たに環境管理マニュアルを作成した。また、今までは運転手など一部の社員にのみ実施していた環境教育を、全社員を対象に拡大して実施した。</p> <p>帰り荷の確保については、受注量の減少や配送ルートの変更等により、十分な成果がなかった。</p> <p>梱包包装の見直しについては、社内での方針が昨年度に決定しなかったため、来年度以降に先送りすることとなった。今後はできる限り早期に見直しを行っていきたい。</p> <p>受注・配送時間の合理化・見直しについては、顧客と十分な調整が行えなかったため、完全に合理化するまでに至らなかった。</p>				

年次計画書で計画を策定した項目に○

実施状況についていずれかを選択

計画を策定せず、実施していない項目は空欄とする

実施状況報告書作成の留意事項

【別紙(2)】 ※使用の本拠地（支社・支店・営業所等）ごとに作成してください。

実施予定項目

- ・ 環境に配慮した運転方法や車両の点検・整備、社員教育等のソフトウェア面の取り組み結果について記入してください。
- ・ 年次計画書で計画を策定した項目については、「計画の有無」欄に○印を記入してください。
- ・ 対象年度に取り組んだ項目について、その実施結果（実施状況）を「実施状況」欄のいずれか当てはまる項目に○印を記入してください。
- ・ 計画及び実施のなかった項目については、空欄としてください。

備考

- ・ 対象年度に実施した取り組み等について、必要に応じて具体的に記入してください。
- ・ 「実施項目」に掲げられていない事項について取り組んだ場合についてはその内容を具体的に記入してください。
- ・ 対象年度に実施した環境保全活動の結果や会社の環境保全活動の方針等に関する資料があれば添付してください。

6 岡山県下全域における粒子状物質の削減

岡山県内に使用の本拠を有する事業用ディーゼル自動車のうち、一定の期間を経過した（古い）ディーゼル自動車について、その保有者は、次に掲げる低公害車や最新規制適合ディーゼル自動車等に代替するか、又は粒子状物質減少装置を装着することにより、ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の削減に努めてください。

(1) 対象となるディーゼル自動車

上記の「一定期間を経過した（古い）ディーゼル自動車」とは、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（自動車 NOx・PM 法）に定める粒子状物質排出基準に適合しない自動車を指します。

表 3 自動車 NOx・PM 法に定める粒子状物質排出基準

ディーゼル乗用車		0.055g/km
バス・トラック等		
車両 総重 量区 分	1.7t 以下	0.055g/km
	1.7t 超 2.5t 以下	0.06g/km
	2.5t 超 3.5t 以下	0.175g/kWh
	3.5t 超	0.49g/kWh

(2) 低公害車等への代替

一定期間を経過した（古い）ディーゼル自動車の代替自動車として、表 4 に掲げる自動車を定めています。

表 4 代替自動車

低 公 害 車	電気自動車
	ハイブリッド自動車
	メタノール自動車
	天然ガス（CNG）自動車
ガ ソ リ ン 車 等	低燃費かつ低排出ガス自動車
	LPG 自動車
ディーゼル自動車	最新規制適合ディーゼル自動車
	超低 PM 自動車

(3) 粒子状物質減少装置の装着

一定期間を経過した（古い）ディーゼル自動車に装着する粒子状物質減少装置として、「窒素酸化物又は粒子状物質を低減させる装置の性能評価実施要領」（平成 16 年国土交通省告示第 814 号）において優良であると評価されたもの又は知事がこれ

と同等の性能を有すると認めたと定めています。対象となる粒子状物質減少装置については、下記ホームページに掲載されていますので、そちらをご覧ください。

【 国土交通省 】

http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk10_000008.html

【 九都県市あおぞらネットワーク 】（知事が同等の性能を有すると認めたとのもの）

http://www.9taiki.jp/regulatory/equipment_table.html

※ホームページアドレスはいずれも平成 30 年 2 月現在です。

岡山県環境への負荷の低減に関する条例における ディーゼル自動車粒子状物質削減対策車の判断方法

岡山県環境への負荷の低減に関する条例（平成13年岡山県条例第76号）第99条の規定によるディーゼル自動車から排出される粒子状物質の削減に係る年次計画書及び実施状況報告書に記載する「超低PM車」、「最新規制適合車」及び「粒子状物質減少装置装着車」については、次により判断願います。

1 超低PM車

車検証の型式欄の上3桁が次の車両

P*－、V*－

注) *は任意のアルファベット

(参考)

PA－、PB－、PC－、PD－、PE－、PF－、PG－、PH－、PJ－、PK－、
PL－、PM－、PN－、PP－、PQ－、PR－
VA－、VB－、VC－、VD－、VE－、VF－、VG－、VH－、VJ－、VK－、
VL－、VM－、VN－、VP－、VQ－、VR－

2 最新規制適合車（平成17年4月1日時点での最新規制）

(1) 車検証の型式欄の上3桁が次の車両

D*－、W*－

注) *は任意のアルファベット

(参考)

DA－、DB－、DC－、DD－、DE－、DF－、DG－、DH－、DJ－、DK－、
DL－、DM－、DN－、DP－、DQ－、DR－、DS－、DT－、DU－、DV－、
DW－
WA－、WB－、WC－、WD－、WE－、WF－、WG－、WH－、WJ－、WK－、
WL－、WM－、WN－、WP－、WQ－、WR－、WS－、WT－、WU－、WV－、
WW－

HT－、HU－、HW－、HX－、HY－、HZ－

KM－、KN－、KP－、KQ－、KR－、KS－

LF－、LG－、LH－、LJ－、LK－、LL－、LM－

TF－、TG－、TH－、TJ－、TK－、TL－、TM－

UF－、UG－、UH－、UJ－、UK－、UL－、UM－

XF－、XG－、XH－、XJ－、XK－、XL－、XM－

YF－、YG－、YH－、YJ－、YK－、YL－、YM－

ZF－、ZG－、ZH－、ZJ－、ZK－、ZL－、ZM－

(2) 車検証の型式欄の上4桁が次の車両

***－

注) *は任意のアルファベット又は数字

3 粒子状物質減少装置装着車

使用中のディーゼル自動車に酸化触媒装置又はDPFを装着（後付け）した自動車

【お問い合わせ先】

岡山県環境文化部環境管理課大気保全班

〒700-8570 岡山市北区内山下 2 - 4 - 6

TEL 086-226-7302 FAX 086-224-2147

E-mail kankanri@pref.okayama.lg.jp